

戸籍事務が電算化されます

本格稼働は平成26年3月3日から！
【戸籍の作成・証明書の発行時間がスムーズになります】

村では、戸籍の電算化に向け、現在準備を進めています。戸籍を電算化することで、これまでと比べ窓口での証明発行がスムーズになるなど、住民サービスの向上が期待されます。今月は戸籍の電算化についてお知らせします。



戸籍を電算化すると？

現在の戸籍に記載されている文字が誤った文字や書きぐせなどで記載されている場合、常用漢字や人名用漢字に記載されている文字へ置き換えられます。

新しい文字に置き換えられる方には、平成26年2月に郵便でお知らせします。



戸籍を電算化すると？ (つづき)

戸籍の副本を電子データ化し法務局に提出することで、災害などで滅失した場合も容易に復元が可能です。

管理面における安全性の向上が図られます。

対象となるのは関川村に本籍がある方です。住民登録があっても、本籍地が他の市区町村にある方は対象外です。



証明発行もスムーズに！

電算化することにより、証明書の発行時間や戸籍の届け出、謄本・抄本の発行までの日数がこれまでと比べ短縮されます。

また、電算化に合わせ、証明書の名称や様式なども変更となります。詳しくは次ページをご覧ください。



2か年計画で実施！

電算化は今年度から2か年計画で実施する予定です。

今年度は、今現在、本籍のある方（除籍になっていない方）の分の電算化作業を進め、来年度は、全員が除籍となった昔の戸籍についても作業を行う予定です。

証明書の名称や様式が変わります！

変更項目	今までの証明書	電算化後
名称	戸籍謄本	全部事項証明書
	戸籍抄本	個人事項証明書
様式	B4 版横長（2つ折り）	A4 版縦長
	B5 版縦長	
書式	縦書き（文章体）	横書き（項目化）
用紙	白紙	改ざん防止用紙
公印	朱肉印	電子印（黒色）
手数料	450円	450円（変更なし）

⇒ 記載内容が項目別となり、これまでと比べて見やすく、分かりやすくなります。

現在の戸籍は『平成改製原戸籍』として保存されます

電算化された戸籍には、これまで記載されていた離婚事項や婚姻・死亡などにより、すでに除籍されている方は登録されません。

これらの事項が必要な場合は「平成改製原戸籍」を請求していただくことになります。（交付手数料は1通750円です）

請求方法はこれまでと同じです

証明書を請求する際は、これまでどおり本人確認の書類提示が必要です。また、同一戸籍・直系以外の方の証明書を請求する場合は、委任状が必要です。

『戸籍の附票』も電算化されます

「戸籍の附票」とは、その戸籍が作られてからの住所の異動を記録したものです。

重要

戸籍の電算化については、3月からの本格稼働に向け、今後の広報せきかわでも詳しい内容を皆さんにお知らせしていく予定です。

今後お知らせする内容は・・・

- ◆電算化に伴い、置き換えられる文字例や本人の申し出により置き換えることができる文字例など。
- ◆証明書の様式など。

【問い合わせ先】

住民福祉課 住民戸籍班
☎ 64-1471



戸籍の電算化に伴い、氏名の文字が正しい文字に置き換えられる場合もありますが、名前が変わるわけではありません。

ご理解ご協力をお願いします。